

情報通信審議会 情報通信政策部会

デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会 第60回 議事録

1 日時：平成23年10月31日（月）16：00～16：45

2 場所：総務省 合同庁舎2号館 地下2階講堂

3 出席者（敬称略）

（1）委員（専門委員含む）

村井 純（主査）、中村 伊知哉（主査代理）、浅野 睦八、雨宮 俊武、  
井川 泉、池田 朋之、石井 亮平、石橋 庸敏、伊能 美和子、植井 理行、  
襟川 恵子、華頂 尚隆、河村 真紀子、佐藤 信彦、椎名 和夫、関 祥行、  
田胡 修一、田辺 俊行、田村 和人、鶴田 雅明、長田 三紀、福田 俊男、  
藤沢 秀一、三尾 美枝子

（以上24名）

（2）オブザーバー

鈴木 修二（文化庁）、大塚 隆広（テレビ朝日）、土屋 円（日本放送協会）、  
和知 隆寿（テレビ朝日）

（3）事務局

竹村情報通信作品振興課長

（4）総務省

佐藤政策統括官、阪本官房審議官、田中放送技術課長、松本情報流通作品振興  
課課長補佐

4 議事

（1）新コンテンツ権利保護方式（新方式）の進捗状況について

- ① 新方式の導入に向けたスケジュール案
- ② ライセンス発行管理機関の状況
- ③ 補完的制度の進捗状況

（2）その他

【村井主査】 それでは、ただいまから情報通信審議会デジタル・コンテンツの流通の促進等に関する検討委員会の第60回の会合を開催いたします。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。なお、専門委員の交代及び役職の変更等がございました。席上に配付の参考1「構成委員名簿」にその変更が反映されているということですので、そちらをご参照ください。

また、本日ご欠席された委員、それからご出席のオブザーバーについては、いつものように席上に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

さて、本委員会は4月に前回会合がございまして、約半年ぶりの開催ということになりますので、これまでの経緯、それから本日の趣旨について簡単に説明させていただきたいと思えます。

地上デジタル放送の新たなコンテンツ保護方式は、平成21年7月の第6次中間答申に沿って、NHK及び民放連による「新コンテンツ権利保護方式推進委員会」、これは推進委員会と呼ばせていただきますが、そこで検討を進めてきていただいていると伺っております。

そして、昨年12月に第58回の会合がございまして、この推進委員会から新方式の検討に関する進捗状況のヒアリングを行い、審議をしていただいたということでございます。その結果、技術及び契約の方向性については、第6次中間答申に沿ったものであって、構成員の合意が得られたということで進めていただきました。

今年の4月の59回会合では、積み残しになっていたライセンス発行・管理機関について、推進委員会における検討状況をヒアリングして、審議をしていただきました。その結果、同機関の基本的な考え方というのは、やはり第6次中間答申に沿ったものであって、構成員の合意が得られたわけですが、そのガバナンスに関して、いろいろとご指摘をいただいたところでございます。

放送事業者の方々におかれましては、いただいたご指摘を踏まえて、同機関を速やかに設置し、随時改善を図っていくということで進めてもらいたいとしたわけでございます。つまり、この機関の発足は速やかにやってほしい、それからガバナンスに関してはいろいろなご指摘をいただいたので、それに沿った形に随時改善を図ってほしい。こういう内容でございました。

新方式導入スケジュールも前回のときに話題になりました。「平成23年7月から1年以内を目標とする」ということが表明されまして、放送事業者をはじめ関係者の方々にお

いて、ライセンス発行・管理機関の整備、運用を中心に、送出設備改修等のスケジュールを具体的に進めていくよう議論していただいたということでございます。

以上の審議結果に基づきまして、新方式の実現に向けて、放送事業者を中心にプロセスが進んでおりますので、本日はそのプロセスを聴取し、審議いただくということになると思います。よろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

【松本情報通信作品振興課課長補佐】 事務局でございます。

本日の配付資料につきましては、座席表、議事次第のほか、資料1及び2、並びに参考資料1、2、3の計5点を配付させていただいております。過不足等ございましたら、お申しつけください。

あわせて、前回の4月26日の会合の議事録の取り扱いについてもご報告させていただきます。議事録に関しましては委員の皆様にご確認いただきまして、村井主査のご承認後、既に総務省のホームページに公開しておりますので、あわせてご報告いたします。

以上でございます。

【村井主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日の議題は、新コンテンツ権利保護方式（新方式）の進捗状況についてということですが、3点の項目に分けております。

1項目めは新方式の導入に向けたスケジュール案、それから2項目めがライセンス発行・管理機関の状況、そして3項目めが補完的制度の進捗状況、こういう3点でございます。まず、半年経ちましたので、私から簡単に説明致しましたが、構成委員の皆様より指摘されている事項がございましたので、それについてのご報告を事務局からした上で、具体的な進捗等を一通りご説明いただき、その後にとまとめて質疑応答、審議を行いたいと思います。ご協力をお願いいたします。

それでは、事務局説明部分をお願いいたします。

【竹村情報通信作品振興課長】 お手元の資料の参考3、A4横の紙でございますが、「新コンテンツ権利保護方式に係る構成員からのご指摘」というペーパーがございます。このペーパーに沿いまして、委員の皆様からいただいたご意見を確認したいと思います。

まず、1項目め、導入スケジュールでございますが、新方式の運用開始時期について、全国展開のタイミングも含め明確にすべきではないかというご指摘がございました。

それから、2番のライセンス発行・管理機関につきましては、公共性のあるものを取り

扱う機関として、公益理事が入る体制が望ましい。また、監事は非常に重い役目であり、「民放連からの推薦者を想定」というところに疑義を感じた。さらに、評議委員会に関しては、組織上の位置づけ、委員の選定や役割・権限などについて明確な要件を示していただきたいというご意見をちょうだいしました。

2番目、社員総会や理事会で何が決められるのか、評議委員会の位置づけがどういうふうに定款で書かれているのかが問題であり、定款をつくる段階できちんとしてご紹介いただくというのが1つのやり方ではないかというご意見がございました。

3番目、評議委員会の役割の1つに不服申し立てに関する審査があるということだが、不服申し立てについて、明示的に、だれにでもわかるようにしておくべきではないか。また、コンプライアンス違反等が起きた場合、いち早く第三者委員会が立ち上がるようなガバナンス体制にすべきであるという意見をちょうだいしました。

3つ目の補完的制度でございますけれども、58回会合のときに補完するというのが資料に入っていたけれども、前回、59回のときにその資料がなくなっている。どうなったのかというご指摘がございました。

2番目として、厳しい制度的なルールを入れるのであれば、そもそもスクランブルエンフォースメントはやめたほうがいいのではないかとご意見がございました。

それから3番目、補完的な制度エンフォースメントは権利者にとって重要な関心事項であり、引き続き検討を継続すべきであるという意見がございました。

その他としまして、組織の透明性はもちろん、B-CASカードに並ぶ新方式の技術的な透明性を確保してもらいたいというご意見がございました。

事務局の説明は以上でございます。

**【村井主査】** ありがとうございます。

それでは、今ご説明いただいた指摘事項を踏まえた具体的な進捗等を含めて、スケジュール、ライセンス発行・管理機関について新コンテンツ権利保護方式推進委員会の土屋共同委員長、大塚共同委員長、和知運用ワーキンググループ主査にご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

**【土屋オブザーバー】** ありがとうございます。NHKの土屋でございます。お隣のテレビ朝日の大塚取締役とともに、新コンテンツ権利保護方式推進委員会の共同委員長を務めております。

今日は資料1に基づいてご説明させていただきます。次第にございます新方式の導入に

向けたスケジュール、それからライセンス発行・管理機関の現状の検討状況とあわせてご説明になります。よろしくお願いいたします。

資料1、表紙が1ページになっておりますので、1枚めくって2ページ目をごらんいただければと思います。前回以降に更新した部分につきましてはアンダーラインをつけておりますので、ご参照ください。

2ページ目でございます。これまでの経緯について記してございます。村井主査からご紹介のございました経緯部分にダブリますので、最初の4つの四角の部分は説明を省略させていただきます。ただ、この間に、3月11日の東日本大震災をはじめとする緊急時に、輻輳のない同報手段としての放送というメディアに新しい光が当たったということがございます。それから、さまざまなモバイル端末の普及によって、地上放送をこれらの端末にアプライする、適用する必要性も高まっていると感じているところでございます。

前回以降の差分といたしますか、進んだ部分でございますが、5番目の四角をごらんください。こうした状況も受けまして、在京キー局5社、それからNHKは、本年6月1日に新方式のライセンス発行・管理機関、名前を一般社団法人地上放送RMP管理センターと命名いたしました。これを暫定的に立ち上げております。

新方式の早期導入につきましては、放送を送ります放送局、送信側、それからこれを受けます受信機、受信側双方に、技術方式の規格化から一定の開発の期間が必要になるということは、これまでも何遍もご説明してまいりました。また、このスクランブルを解きます鍵を安全に管理するためのシステムの導入には非常に期間がかかる、足が長いということがございまして、これらを早期に進めるために、NHKと在京5社で暫定的にスタートする必要がございました。これらを進めるためには、契約の主体となり得る法人の存在が不可欠であったという事情もご理解いただければと思います。

1枚めくっていただいて3ページ、導入目的。これは昨年12月の会議のときにもお示ししたものでございます。特にスマートフォンをはじめとするモバイル端末への登載を求める多くの声を私どももいただいているという状況がございます。

4ページでございます。センターの役割を示したもの。これも前回お示ししているものと変わっておりません。今回、一般社団法人地上放送RMP管理センターという名前が確定したということで記載してございます。

今日の議題の1番目にかかわる部分でございます新方式の導入に向けたスケジュール、この間、さらに精査してまいりまして、5ページのスケジュール表をつくっております。

幾つか更新しております。

新法人は、6月1日に暫定的に立ち上げました。12月にすべての地上テレビ放送事業者、民放社が入会することをもって、本格的始動の時期、フェーズ2の開始というふうに位置づけております。先ほど言いました足の長い鍵管理システムの開発、整備につきましては、既に手続を始めているということがございます。

それから、下のほうの送出環境、緑色の部分でございますが、放送局の送出設備改修にも一部着手しております。運用の開始時期につきましては、2012年7月末、関東広域で運用を開始いたしまして、以降、順次全国に拡大してまいります。最終的には、2013年4月、全国で運用を開始することを目途に、各放送事業者が送出設備の改修に努めてまいるということでございます。

一方、対応します受信機の投入時期につきましては、それぞれのメーカーさん、またはモバイル端末ですとキャリアさんのビジネス戦略いかんということになりますが、ワンセグの例を見ますと、関東、中京、近畿の三大都市圏で放送局の運用が始まりますと投入に拍車がかかるという事例もございますので、こうしたスケジュール観に期待しているというところでございます。

次に、6ページ以降で、ライセンス発行・管理機関の検討状況、概要を記してございます。特に公平性、公開性の担保という課題をいただいております。

6ページ以降に組織の概要をまとめております。7ページは前回もお示したものでございます。目的と事業内容を1枚にしております。

8ページは、これも前回お示してございます。評議委員会を除く部分につきましては、先ほど申し上げましたように、6月1日以降、暫定的に立ち上げております。ただ、12月以降のフェーズ2に向けまして、こここのところのありようにつきましても、引き続き検討していくということでございます。既に、事務局、技術部、総務・経理部と書いてございますけれども、ここも立ち上がって、業務を開始しているということでございます。

9ページ以降、11ページまでが組織・体制についての記述でございます。前回の4月の資料では、それぞれ1行程度の記述にとどめておりましたが、より詳しく記述してございます。社員総会の部分では、権能の部分、それぞれ、この社員総会において決議する項目を記載してございます。

それから、2番目の会員の部分でございますが、フェーズ1、現状は暫定期でございますが、NHKと在京キー局、民放で立ち上げております。12月1日、フェーズ2、推進

期に入るということで、民放地上テレビ全社、現在入っておられる民放社も含めた127社がこれに入会するというところでございます。会員種別につきましては、正会員と賛助会員の2種類ですが、この法人の目的に賛同した方につきましては、無差別に入会できるというところでございます。基本的には開かれた組織でございますが、法人の事業そのものの性格上、放送事業者が中心になっていくものとは考えております。

10ページでございます。理事会、理事の概要について記してございます。理事につきましては、今、フェーズ1、暫定期の体制ということで、今日出席しております大塚取締役、それから私が代表理事、副代表理事ということでございます。キー局各社の役員の方が理事ということで、暫定期の体制として組んでございます。フェーズ2につきましては、12月1日の新会員参画後、社員総会において決定していくことになると思っております。

11ページ、組織・体制の3番目でございます。監事でございます。今、フェーズ1の段階では、日本民間放送連盟の福田専務をお願いしておりますが、フェーズ2の体制につきましては、新会員参画後、これも社員総会において決定したいと考えております。

それから公開性というところで、極めて重い役割ということでございますが、ライセンス発行・管理機関の公共性、非営利性を担保するため、先ほどの組織図ですと理事会の下に置く形で評議委員会というものをつくっております。ちょっと先になります。12ページをごらんいただきますと、先ほどの組織図に、それぞれの役割、組織のガバナンスというご指示がございましたので、その部分をまとめた資料ということでつくっております。この左側の上から2番目のところに評議委員会という位置づけがございます。

この評議委員会につきましては、議決の項目、検討します項目は、丸番号で書いてある3つの項目が主な役割でございますけれども、今現在の検討状況といたしましては、有識者から3名程度、それぞれ法律、技術、その他の分野でご専門の方を、フェーズ2、推進期に向けて委嘱するという形で、引き続き検討を行っているところでございます。

運営委員会、事務局につきましては、執行機関ということで説明は割愛させていただきます。

先ほどご説明いたしました12ページ、フェーズ2、推進期に向けた全体のガバナンスのページを新たにつけ加えてございます。既にご説明した部分でございますが、監事につきましては定数2名ということで、新会員の参画後、社員総会において決定していきたい。理事会につきましても、フェーズ2におきまして、新会員の参画後、社員総会において決

定していく予定でございます。それから評議委員会につきましては、有識者から3名程度、評議委員会の運営や対応事項などに関する規定につきましては、今後策定していく予定でございます。

事務局、執行部の事業につきましては、透明性、公共性、非営利性を旨とした運営を行っていくということで、可能な限りホームページなどで公開していこうと考えております。下の四角に書いてございますように、上記の事項をはじめ、組織概要、事業計画、定款、役員名簿、決算などにつきましては、今年末までに開設いたします新法人のホームページで公開する予定でございます。

それから、今日は資料につけてございませぬけれども、前回ご説明いたしましたとおり、このRMP管理センターは、鍵の発行・管理を行うという極めて限られた軽量の組織になっております。対応する受信機が増えると出入りする金額が膨大になるというような性格の組織ではございません。その意味でも、公平性の極めて高い組織だと考えております。

資料の13ページ、14ページは中間答申の抜粋の再掲でございますので、説明は省かせていただきます。

私からのご説明は以上でございます。

**【村井主査】** ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、補完的制度の資料を用意していただいておりますので、これは事務局からお願いいたします。

**【竹村情報通信作品振興課長】** 資料2の補完的制度の状況につきまして、私から説明をさせていただきます。

今年の10月1日に、偽造品の取引の防止に関する協定、通称ACTAについて、我が国を含む8カ国が署名いたしました。この協定は、スクランブル等のアクセスコントロールの回避行為及び回避機器の製造、輸入等につきまして、民事的救済または刑事罰のいずれかを整備するように協定締結要綱にまとめてございます。国内ではアクセスコントロールに係る制度の見直しについて、著作権法、不正競争防止法及び関税法の所管省庁において取り組んでいるところでございます。

まず、著作権法につきましては、現行法令では技術的保護手段の回避を伴う私的複製等を禁止しているわけでございますけれども、この見直しにつきまして、文化審議会の著作権分科会において報告書がまとめられました。この報告書に基づきまして、現行著作権法の技術的保護手段の対象となっていないアクセスコントロール技術であっても、実態上、



コピーコントロールとして機能している著作権の保護技術につきまして、技術的保護手段の対象とする方向で著作権法の改正案を検討中でございます。

次に、不正競争防止法の改正でございますけれども、今年の2月21日に産業構造審議会の小委員会におきまして、技術的制限手段に係る不正競争防止法の見直しの方向性について報告書がまとめられたところでございます。この報告書に基づきまして、実質的にアクセスコントロールを回避するために用いられている装置を規制対象とするとともに、そのような装置の提供行為について刑事罰を導入するという不正競争防止法の改正につきまして、今年の6月8日に公布され、12月1日より施行予定となっております。

それから、関税法でございますが、これは本年3月にアクセスコントロールの回避装置を組成する物品の輸出、輸入を禁止して、水際規制の充実、強化を図るという改正が行われたところでございます。

次のページ以下に参照条文等を添付させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

**【村井主査】** ありがとうございます。

それでは、新コンテンツ権利保護方式について推進委員会からご説明いただいた導入スケジュール案、それからライセンス発行・管理機関ということで暫定的に始めるフェーズ1、そして本格的に始動するフェーズ2という形のプロセスをご紹介いただき、皆様には、冒頭にご説明申しあげた今までの議論との関係で、その進捗をどのようにお考えかということをお話ししていただくのが今日の目的でございますので、ここから先は、今のご説明に基づいた皆様のご意見をいただくということにしたいと思います。いかがでしょうか。

**【長田委員】** よろしいでしょうか。

**【村井主査】** はい、どうぞ。

**【長田委員】** それでは、幾つか質問させていただきたいと思います。

参考3にある前回のいろいろなご指摘の中で、今日は高橋委員がいらしていないので、かわりに質問させていただきますけれども、今ご説明いただいた新しい組織、RMP管理センター、フェーズ2のところでのいろいろ充実を図っていらっしゃるおつもりなんでしょうが、言及がなかったのでお伺いしたいんですが、まず高橋さんをご指摘になっている、理事に公益理事を入れるおつもりがあるかどうかということ。

それから、詳細な定款がないので、この評議委員会がどこの位置づけ、図を見せていた

だと、理事会の下のところから横に出ているんですけども、どういうタイミングで評議委員会が、諮問を受けたら開けるような形になっているのか、もしくは評議委員会そのものが自ら開催を決定することができるのか、それから諮問を受けて答申をした場合、答申内容が公表されるのかどうか、監事に関して、どういう選定基準なのか、幾つか、私の指摘した部分も含めて、お返事を具体的にいただければと思います。

【村井主査】 新しい組織のガバナンスについてのご質問だと思います。お願いいたします。

【和知オブザーバー】 事務局を担当しております、テレビ朝日の和知といいます。私のほうから説明させていただきます。

まだ完全に決まったわけではないですが、前回からのこの委員会のご指摘、それから流れからすると、まず1点目の公益理事については、理事については定款で10名以内と決めておりますので、現在、暫定期間ではありますが、一応6名の理事を選定しております。それも含めて、少なくとも4名の枠はありますので、その中で公益理事の必要性、やはり選ばざるを得ないかなという気はありますが、これは民放全社、127社が入った時点で、改めてきちんとお諮りした上で決めていきたいと考えております。一応、今のところは入れる方向で検討しているということでご理解いただければと思います。

それから評議委員会について、諮問だけでというご質問がありましたが、評議委員会の規則についてはこれから策定する予定になっておりますが、ここに書いてある3つ、11ページの真ん中にあります評議委員会の役割で、①、②、③とありますけれども、これについて、諮問だけ、受け身だけということではなくて、必要に応じて評議委員会自ら開催を呼びかける、また提案することも可能なようにしていかなければならないかなと考えております。

それから評議委員会の議事の内容の公開ということで、これについては、このライセンス発行・管理機関、一般社団法人、いろんな企業の秘密、契約関係で公開にできないものがあつたりするので、そういったところは条件つきになりますけれども、どのような討議、議論がされたのかということについては、必要な範囲内でホームページ等で公開することについては、この機関の性格からすると、これを拒むことはできないと考えております。

それから監事についてですが、11ページに、これも2名以内と。前回、民放連の専務理事だけではというお話がありましたけれども、2名のうち1名については、やはり監事の性格からして、専門の知識、経験を有する弁護士の先生とか会計士の先生とか、そうい

った知見のある方をお願いすることになるのかなと考えております。

今言ったことについては、今後、我々、推進委員会というよりも一般社団法人の中で、法人の中の手続に沿って理事会なり社員総会にかけて、これから決めていきたいと考えております。

**【村井主査】** ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、そのほか、何かございますでしょうか。河村さん、お願いいたします。

**【河村委員】** 長田さんに続いて、私も、高橋委員が今日ご欠席なので、高橋委員が今日の参考3の中で述べていることで、先ほどの長田さんのご質問のお答えの中にはなかったと思うんですが、不服申し立てという制度に関して、高橋委員は非常に、それがきちんとできる制度、仕組みをつくる、明示的にしておくということを意見されていますけれども、それについてはどういう仕組みで、先ほどの評議委員会の役割の説明では、その部分が全くわからなかったもので、不服申し立てについて、どのような仕組みを考えていらっしゃるかを教えてください。

**【和知オブザーバー】** では、私のほうから説明させていただきます。

まず、評議委員会の規則にこの点について明示しなくてはならないと考えているんですが、具体的な進め方、手続はまだ検討中ということで、ここで具体的にご説明することはできないんですが、やはりこの法人の公共性、公開性、透明性といった観点からすると、例えばライセンス契約でいろいろと疑義があって、不服申し立てをすると。これを民事裁判で行うとなりますと時間がかかりますので、まずは行政手続法にもあるように、不服申し立てといったところで、その機関に直接問い合わせをする、事実関係の確認をすることが大事かと思っておりますので、そういった手続を整備していきたいと考えております。

それでどうしても納得ができないということであれば、訴訟に訴えるという手段もあると思うんですが、そこまでいかなくとも、まずはお互い十分話し合っただけで誤解が解けるのであれば、申し立ての手続に沿って、うまく機能していただければと思っております。

そのときに、この法人の理事と関係者だけで判断するというのではなくて、中立の第三者の評議委員の先生方に一応お諮りして、やはり中立、公平な目で見ていただいて、どちらに理があるのか。また場合によっては、これも役割として含めるかどうかかわからないんですが、お互いの意見を仲裁するというか、そういったところで調停をするような役割を持たせるかどうかということについても、今後検討していきたいと考えております。

【村井主査】 よろしいですか、河村さん。

【河村委員】 一応……。

【村井主査】 はい、どうぞ。

【長田委員】 そこは、さっき私が質問し損ねていたところでした。

それで、今のお話だと、やはり理事会のほうで不服申し立てを受けるというふうにも聞こえましたけれども、書いてあるペーパーからいくと、理事会で受けて、その決定内容について評議委員会にかけるとも読めますが、不服申し立てそのものを評議委員会が受けるようにしたほうが多分よくて、それで、今ご説明の中にあつたような裁定というか何かを、そこで行うほうがいいのではないかと私は思います。

【和知オブザーバー】 そこは手続の問題になるんですが、理事会に不服申し立てをするというか、まず法人に対して不服申し立てをするということになるとと思いますので、その場合は理事会で受けて、それを評議委員会のほうに諮問するとか、付議するというような形になるのかなと思っておりますので、どちらが受けるにしても、そういった不服申し立てがあつた場合については、必ず評議委員の皆さん方に諮問して、そのご判断を尊重するという手続にしたいと考えております。

【村井主査】 よろしいでしょうか。

この文章を見て、今のご説明とあわせると、この不服申し立ての仕組みはわかりやすくつくと。それで、その不服申し立てに関する事項の決定は理事会だけではできなくて、評議委員会に諮問しなければいけないということが11ページに書いてあると思ひますが、そういうことで理解してよろしいですよ。

【和知オブザーバー】 そのような方向で検討して、手続等が決まりましたら、これもきちんと公開させていただきます。

【村井主査】 はい、どうぞ、浅野さん。

【浅野委員】 質問させてください。一般論なんですけれども、最近、既存の社団法人だとか財団法人も、新しい制度によって一般社団法人とか一般財団法人に移行するという中で、私も随分、そういうような移行過程において定款をどうするかというようなことで議論してきたものですから、お伺いしたいんですけれども、これは一般社団法人として既に設立が、届け出としてもう出しているということによろしいわけですよ。

【和知オブザーバー】 はい。

【浅野委員】 しかも、届け出をする上においては、新しい一般社団法人であれば理事

会とか評議委員会とかを設けなさいと。そこにおいてはどのような権限を持たせなければいけないと全部規定されていて、そのとおりのもにつくっていると。その中で定款も決めて、それをもとに届けを出していると思っておりましたが、先ほど、12月になるとその辺りを定める、あるいはこれから細則を詰めていくという話ですけれども、もう定款自体は、社団法人を設立するときに、どういう組織構成の中でどういう権限を持って、それをもとに、定款としてはこういうふうに決めましたということは届け出を出しているのではないのでしょうか。そこを確認させてください。

【和知オブザーバー】 はい。この法人は、6月1日に設立しました。そのときに定款は決まっております。一般社団法人法で、法律要件で、社員総会と理事と監事については法定事項で厳格に決まっておりますので、これはほとんど変えておりません。ですから、我々のほうで工夫したのは、名前と目的、事業、これは法人の性格を位置づけるものから我々のほうで決めました。これも定款に入っております。

法律に規定されていないのが評議委員会で、これについては、専門委員会は独自につくって、我々のほうの工夫として、定款に入れているのは評議委員会と運営委員会。運営委員会は、先ほど土屋のほうから説明したとおり、執行機関として一般的なものですから、今回、一番の特徴としては評議委員会かなと考えております。

これについては法定事項ではないので、一応我々のほうの裁量ということではありますが、今までの経緯からすると、この委員会からのご指摘とか、法人の性格からすると、この役割をどうするかがかなり重要な位置づけというか、残された課題になっておりますので、これについては慎重に手続を進めていますが、先ほど説明させていただいたような方向で、できるだけこの委員会の先生方のご指摘に沿うような形で、また法人がきちんと公共性、中立性、非営利性といったものを担保するためにも、ここをうまく機能させていきたいと考えております。

【村井主査】 よろしいでしょうか。

【浅野委員】 はい。

【村井主査】 それでは、その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今日ご説明いただいた進捗状況に関してのご意見をいただきました。欠席の高橋委員の分も含めて、色々ご心配されている部分の議論もしていただいたと思います。

新方式のスケジュールということでご説明もいただきましたし、今の浅野さんのご質問にも答えていただいたように、組織としてはできるだけ早く始めてほしいと、本委員会と

してもお願い申し上げていたわけで、そういった意味で、フェーズ1、すなわち法人を立ち上げて、基本的な枠組みと骨格をもってスタートするという点に関しては、実行していただいたということですが、実際に動くためにはライセンス発行のオペレーション、管理のオペレーション、そして何よりも送出設備の改修、受信機の開発など、色々なスケジュールを具体的に進めていくことで実際のシステムとして動くということですので、それを関係者の方で進めていただく。

また、B-CASを含めました現行の方式に対する関心もあるということですので、このことがどういう貢献をするのか、国民、視聴者への周知もあわせて進めていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それから、ライセンス発行・管理機関ですが、放送事業者の方からのご提案を踏まえて、一般社団法人地上放送RMP管理センターのガバナンスに関するご指摘がいろいろあったと思います。これに関しては、定款に加えた運用内規といいますか、そういった幾つかのルールでガバナンスがはっきりしていくと伺ったわけですし、また、いろいろなご意見を伺いながら随時改善していくということも伺いましたので、それに関しましては今後も情報の共有をしていただきながら進めていただきたいと思います。

そして、関係者の皆さまにおかれましては、今ご説明したようなさまざまなプロセスがあると思いますけれども、順次段階を踏んでいくことも必要ですし、新方式の早急な実現も大変重要ではないかと思っておりますので、それぞれの立場から取り組んでいただきたいと思います。

新方式の実現に向けた工程が明らかになりましたし、当初よりデバイスの多様さが議論には出ていましたけれども、そのリアリティーといいますかマーケットが、技術の発展に伴って非常に大きくなってきたのではないかと思いますので、急ピッチで進める必要も出てきております。最終段階にかかり、組織の位置づけ、プロセスの方法論、こういったようなことも議論はされ、ガバナンスに関しましても再度の議論をしていただきましたので、今後はそれをいかに実現して進めるかだと思います。

本委員会としても、今後の進捗をフォローしていく役割がありますので、委員の皆様にはこの点をよろしくお願いいたします。

私からは以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

【竹村情報通信作品振興課長】 今、主査からもお話がありましたとおり、今後の進捗に応じまして本委員会を開催して、フォローアップしていきたいと思っております。具体的な日

程につきましては、別途調整させていただきたいと存じます。

【村井主査】 よろしいでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。本日の会議、以上でございます。

以上